

平成23年 No.32

東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

制定理由

理科教員高度支援センターを常置のセンターとして本学に置くため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 9 月28日 役員会 審議・承認

東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年9月28日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第24号

東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正（案）について

改正理由：理科教員高度支援センターを，常置のセンターとして，本学に置くため，所要の改正をおこなうものである。

改 正（案）	現 行
〔省略〕 （施設及びセンター） 第15条 本学に，次の施設及びセンターを置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター <u>(8) 理科教員高度支援センター</u> <u>(9) 放射性同位元素総合実験施設</u> <u>(10) 有害廃棄物処理施設</u> <u>(11) 現職教員研修支援センター</u> <u>(12) 学生相談センター</u> <u>(13) 学生キャリア支援センター</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成23年10月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （施設及びセンター） 第15条 本学に，次の施設及びセンターを置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター <u>(8) 放射性同位元素総合実験施設</u> <u>(9) 有害廃棄物処理施設</u> <u>(10) 現職教員研修支援センター</u> <u>(11) 学生相談センター</u> <u>(12) 学生キャリア支援センター</u> 〔省略〕